



## 「『日常生活圏域』等を見直します」

桑名市では、将来の超高齢社会を展望し、「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいます。

これは、できるだけ多くの皆さんが高齢になっても住み慣れた場所で生き生きと暮らし続けて人生の最期を迎えられるよう、自宅を始めとする「住まい」を確保した上で、在宅で「医療」・「介護」・「予防」・「日常生活支援」を一体的に提供するための地域づくりです。

その単位となる「日常生活圏域」は、「住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条第 2 項第 1 号）とされています。

この点、今般、地域的一体性等を勘案し、平成 27 年度より、星見ヶ丘地区を西部圏域から北部圏域へ変更することとしました。

これに伴い、星見ヶ丘地区が西部地域包括支援センターから北部地域包括支援センター（多度）へ移管されるため、各地域包括支援センターによって担当される高齢者人口を現行と比較して平準化することが可能となります。

その詳細については、別添の資料「『日常生活圏域』等の見直しについて」（平成 26 年 7 月 1 日桑名市保健福祉部介護・高齢福祉課）を参照してください。

問合せ先：保健福祉部介護・高齢福祉課  
中央地域包括支援センター  
電話 0594-24-5104



ゆめはまちゃん